

インドネシアの環境問題についての 若干の紹介（４）

— ある東南アジアレポートから —

神 戸 秀 彦

< ケース・スタディ # 7 1926年生活妨害令 (Hindrance Act)*と 1986年環境影響分析規則 (Environmental Impact Analysis Regulation) — 公衆の参加と技術的な複雑性の結合 >

幾つかの有効な手段が、開発プロジェクトの不可逆的な影響を避け、これを食い止めるために用いられてきた。最も広く知られているのは、1982年の基本環境管理法 (Basic Environmental Management Act, Undang-Undang Pokok Pengelolaan Lingkungan Hidup) によって委任され、1986年第29号政府規則 (Government Regulation) によって定められた環境影響評価 (Environmental Impact Assessment, EIA) である。これとは別に、1926年の生活妨害法 (Hindrance Act, Undang-Undang Gangguan) や民法典 (Burgerlijke Wetboek, または Kitab Undang-Undang Hukum Perdata) の幾つかの条文のような、他の幾つかの法的手段も用いられている。

1986年6月5日の地球環境の日には、1986年第29号政府規則が出され、これにより生活環境への重大な影響をもたらす可能性のあるあらゆる活動計画につき、環境影響評価 (EIA、以下「EIA」と称する＝訳者) が要求されることになった。この規則は、PP AMDAL として知られているが、1982年の基本環境

管理法の施行規則であった。

4年近くたったが、この政府規則の施行について前進した、との報告はほとんどされていない。このことは、環境保護主義者や環境大臣のエミール・サリム (Emil Salim) から、大きな批判を呼びおこしている。ジャカルタの政府諸大臣による様々な国家環境影響評価委員会 (National EIA Commission) に提出されたすべての EIA 調査を精査し、また、1989年の中頃から1988年11月まで国中を旅して回った後に、エミール・サリム大臣は、EIA を正しく運用していくためには、厳しい歩みが必要であると結論付けた。1989年12月14日には、彼は、すべての知事に対して、手紙を通してとりわけて次のことがらを述べて、彼の関心を表明した。つまり、

- 森林省は、EIA 手続を正しく適用していない。なぜなら、EIA 委員会の議長がいまだにボゴール (Bogor) における EIA の進行に参加しているからである。
- EIA 手続は、石油・ガスおよびその他の鉱山事業について、鉱業省により非常に頻繁に適用されている。
- 工業省は、EIA 委員会が鉱業省ほど定期的にかかれてないものの、手続の実行は開始した。
- 公共事業省は、EIA 手続の実行を強化する必要がある。なぜなら、同省は、世界銀行により資金を受けるプロジェクトをさらに実行することになるであろうし、世界銀行は、同省の EIA 調査にますます関心を増大させるようになってきているからである。
- 一般に、EIA 調査は不十分にしか行われていない。なぜなら、EIA は、公開の監視を行う要求を回避したり、または将来予測を行うコンサルタントの招聘により、政府の官僚制と腐敗を増大させているからである。この (コンサルタントの一記者注) 招聘は、単なる形式上のセレモニーとなってしまう。なぜなら、「打ち合せ可能な」コンサルタントだけが招聘にあずかるのであり、また誰が勝つかは予めわかっているからである。EIA の結果

も、前もって打ち合わせできるものになっている。なぜなら、コンサルタントは、彼らの調査と勧告が認められるような様々な省の技術委員会に対して利益を供与することがありうるからだ。

エミール・サリム博士は、より良いコンサルタントを採用し、彼らコンサルタントの仕事を吟味し、さらにそのプロジェクトにおいて、もし汚染が発生した場合には、裁判所において、EIA の書類が、環境の悪化に責任のある者として、彼らに対する証拠として用いられることもありうることを想起するよう知事に訴えたのである。

しかし、同大臣は、官僚とコンサルタントによる EIA 規則の実行の不十分性のみを批判しているのもであって、その実行を弱めているシステムやシステム内部の欠陥を批判しているのではない。

<生活妨害令対 EIA 規則>

これに対し、ジャカルタ法律援助協会 (LBH Jakarta) 出身の弁護士のマス・アハマッド・サントーサ (Mas Achmad Santosa) は、PP AMDAL⁽¹⁾ をさらに根本的に批判する文章を書いた。この中で、サントーサは、EIA のプロセスに関わる政府、将来事業の計画者、およびコンサルタントの三者に集められ、共有されている情報に対してアクセスする市民のための明確なメカニズムの欠如を主な欠陥と位置付けた。EIA 調査の結果は、しばしば非常に複雑な技術的文言にくるまれており、その結果、一般公衆は理解できない、したがって、意思決定の形成プロセスへの参加を妨げている、と。

サントーサは、なぜ、1982年の基本環境管理法の精神が、おそらくこの法律に起源を有する EIA 規則へと流れ込んでいかないか、を問題にしている。その上で、この若い法律家は、1986年の EIA 規則の公衆参加の局面と、1926年の生活妨害令のそれとを比較する。彼は、工場が特別地域において操業することを許されるか否かを決定する場合、公衆参加に応じる行為の3つのメカニズムを正確に指摘する。

インドネシアの環境問題についての若干の紹介(4) (神戸 秀彦)

1) 生活妨害令は、プロジェクトの管理者が、予定工場の敷地内かその近くで、書面の形での告示をする義務を述べているし、

2) また、プロジェクトの管理者は、敷地内やその回りの各土地所有者や利用者に対して、告示も送付しなければならない。

3) 生活妨害令は、プロジェクトの管理者と潜在的な隣人の双方が、その規定に基づいて、苦情を提出できる手続を明確に規定する。

1926年の生活妨害令と1986年のEIA規則とは、経済発展活動による不可逆的な環境影響を回復するというより、予防する点で、その対象を共有する。これを除けば、私達は、以下の8つの違いを見いだすことができる。

1) 1926年の生活妨害令を適用することは、総合的な環境政策の一部ではない。この法律は、工業部門において、将来の投資家によって満たされなければならない一連の基準の一つである。

2) 生活妨害令により、地域住民は、その近隣に工場が建設されるべきか否か、を注意するよう仕向けられることになる。他方、EIAの基準は、代議制民主制または専門制 (expertocracy)の一形式、あるいは選良エリートのルール⁽²⁾をなす。この場合、州知事 (Governor) または大臣が計画を承認または不承認とする以前に、調査が特別の専門家により行われ、政府の様々なレベルによる吟味が行われる。したがって、EIA基準が、必要な調査を行う私的企業に加えて国に権限を付与する一方、生活妨害令は、社会に権限を与える。

3) EIA基準によりカバーされる開発行為は、環境への重大な影響を与えうるすべての計画をカバーしなければならないので、明細化されていないのに対し、生活妨害令によりカバーされる経済活動の細目は明細化されており、従来型のタイプの工場を表わしている。

4) EIAの規制は、比較的広い範囲の活動や生態系をカバーするのに対し、生活妨害法は、点を源とする (point-source) 汚染に対してかみ合うようにできている。

5) 生活妨害令のもとで、潜在的なまたは現実の環境影響は、自分の感覚を

用いた通常の市民によって決定され得る。市民は読み書きできる必要はない。他方、資格のあるコンサルタントにより行われる近代的な実験的方法を用いる EIA においては、潜在的または現実の影響は、科学的に決定されねばならない。地域住民による証言は、後者においては、それほど大きな重みを持たない。

6) EIA 規則は、潜在的な不可逆的な影響を改善し、計画の執行をモニターし、評価するのに必要な計画を含めることにより、進めまたは止まれ、の間の様々な濃淡の色合いもカバーするのに対し、生活妨害令は、単に、進めまたは止まれ、の決定をするための政府への助力をすることはできる。

7) 生活妨害令による手続の実効性は、工場が操業する予定の地域共同体における個人の知識や経験による。同種の工場に関する先行の知識や経験が欠如することは、会社の計画を承認するかしないか、を批判的に決定することを妨げることになるだろう。これに対し、EIA の手続は、共同体の外から専門家を投入する可能性を持っている。

8) 1986年の EIA 規則は、インドネシア大学キャンパスのジャカルタ南部デボク (Depok) 地域への移転のような、環境に対する重大な影響を与えるすべてのタイプの開発行為に対して適用される一方、生活妨害令は、明確に工業部門の経済活動または営利活動に対して適用される。

<公聴会への賛成と反対>

アハマッド・サントーサの論文は、EIA 規則は、どのようにかは抜きにしても、改善されるべきだ、と結論付けている。サントーサは、公聴会を行う考え方を支持するよう見えるが、最初は三つの躊躇が存在することを確認している。それは、第一に、公聴会は大変高価につくであろう、第二に、EIA 文書における情報が複雑すぎて、諸々の共同体にとって理解するのは困難だろう、第三に、公聴会は多くの時間を取り、かつ、公聴会がなければ急速になるはずの経済成長の初期段階に制約を加えることになるだろう、というものである。しかし、彼は、1982年の基本環境管理法の精神において、NGO は、EIA の手続に

関わるべきであると強く示唆している。

実際的な意味では、公聴会開催に対するこのようなすべての異議は、反論が可能である。インティ・インドラヨン・ウタマ (Inti Indorayon Utama) 株式会社 (PT) (このレポートの他の場所で検討される) の経験からすれば、地域の共同体とその NGO の支持者からの抵抗に対処する場合に、会社に負わされた遅延と特別の出費は、かりに共同体が計画段階から関係すれば、サントーサのいう公聴会を通じて、または単に生活妨害令に従うことによっても、避けることができる。

〈北スラウェシからの汚染のケース〉

二組の法的手段の実効性についての論争に参加しているのが、中央ジャワのサラティガ (Salatiga) のサタヤ・ワチャナ (Sataya Wacana) ・キリスト教大学出身の若い法律家であるジェリー・ガブリエル・タンブン (Jerry Gabriel Tambun) である。1990年2月に、彼が北スラウェシのクスラタン (Kusuratan) という彼の出身村を訪れた際に、地域の村民が、1982年基本環境管理法の第5条第1項によって保障された、良好で健康な環境に対する権利を守るための法的手段について彼に相談した。

クスラタンは、ミナハサ (Minahasa) 地区の250から300家族からなる村である。国家石油・ガス採掘会社のペルタミナ (Pertamina) は、現在、ミナハサの近くで地熱発電所の建設の可能性を調査している。会社は、ここ3カ月間、カスラタンの近くで地下の蒸気だまりをボーリングしてきた。タンブンは、このボーリング活動が24時間ぶっ通しで続き、あたかも DC ジャンボ・ジェットが離陸を準備しているかのごとくである、と述べた。音の高さは、ボーリング地から200m以内に住む住民に最も激しく聞こえ、1 km離れた範囲でも聞こえたのである。さらに、村長は、ペルタミナに対し、まだボーリング能力の25%で稼働しているが、すぐに75%まで上昇するであろう、と語った。

振動のために、いくつかの家の窓ガラスの枠が、絶えず揺れ続けている。学

校の子ども達は、教師の言うことを聞き取りにくくなり、また理解してもらうために怒鳴らなければならない。騒音公害以外にも、カスラタンの村民は、地熱のボーリング活動によって引き起こされる水質汚染からも被害を受けている。圧縮された地熱蒸気の部分と混じり合って、ボーリングのくずは、灌漑溝へと流れ込み、そして結果として水田に入る。

カスラタンの村民の不満に答えて、地域の市民グループと地域のプロテスタント教会ののゲレジャ・マセヒ・インジリ・ミナハサ (Gereja Masehi Injili Minahasa, GMIM) が、ペルタミナに対して、騒音、水、および潜在的な大気汚染を減少させようとしたが、これまでのところ成功していない。法律家として、タンブンは、PP AMDAL が村民の苦情に直接対応することができる村会が多くはない、と見ている。タンブンは、1982年法の公衆参加原則は、1986年のEIA 規則に自動的に流れ込んでいるわけではない、なぜなら、PP AMDAL は、1982年法のただ1つの条項、つまり、公衆参加は、別個の政府規則または組織法の中でさらに細かく具体化されねばならない、と述べる第16条の執行を問題にするだけだからである、と感じている。人々の苦情は、順番で最初はEIAのコンサルタントへ、そして州のEIA 委員会へ、さらに鉱山およびエネルギー省の委員会へと提出される。

1926年の生活妨害令もまた、カスラタン村民のためには役立たないであろう。この法の第1条第1項は、生活妨害令の許可は、高圧の蒸気やガスを使った活動にとって必要であると述べているが、この条項は、この法は経済または収益活動に適用されるとも述べている。かくして、ペルタミナが、この地域の地熱の可能性を、まだ単に調査中であり、国家電力会社に売るための電気は生産していない、と主張している限り、ペルタミナは、1926年令の基準はそれに対して適用されない、と述べるであろう。

<民法典の条項>

タンブンによれば、民法典の2つの条項、つまり上述の民法典 (Kitab

Undang-Undang Hukum Perdata, Burgerlijke Wetboek = WB) は、環境汚染に類似する事件を問題にするが、ペルタミナを訴えるのに用いられるであろう。

第1のものは、他方当事者が、他の者の清浄な空気への接近を妨害している場合、市民間の紛争をカバーする、つまりそこでは民法典は、住民と工場間の紛争を工場の煙突から生じる大気汚染に関連して、問題とするのである。第1365条は、特に1982年の基本環境管理法が施行される前に、立証された過失に基づく責任 (liability based on proven fault) の原則と同様に、汚染者負担 (polluter-must-pay) の原則を適用する。

これに関連する判例に基づけば、カスラタンの村民は、PP AMDAL のあらゆる官僚主義や1926年の生活妨害令によらなくとも、国家石油・ガス採掘会社を訴えることができる。マナド法律援助制度 (LBH マナド、LBH Manado) は、このような法的主張として、これを役立てている。

<結論>

多くの道はローマに通じる。そして、多くの法的な道は、インドネシア市民を、清浄で健康な環境へと導いてくれる。しかし、1982年の基本環境管理法第5条の公衆参加原則を実行する政府規則の発布の努力がされない場合に、このように多様なあらゆる法的手段があっても、普通のインドネシア市民がその目標に達する日を遅らせてしまうことになるが、その責任の一端は、環境大臣のエミール・サリムにある。

<注>

- (1) Mas Achmad Santosa, PP AMDAL dan Optimalisasi Peran Serta Masyarakat [The EIA Government Regulation and How to Optimize the People's Participation]. Andal, Bulletin of the Joint Secretariat for Volunteers Against Environmental Pollution (SKREPP), Jakarta, 1 (1),

December 1987, pp. 10-13.

- (2) Schmid, Thomas and Hoplitschek, Ernst. Auf dem Weg zur Volkspartei: Ökolibertäre Thesen zur Entwicklung der Demokratie. in Bickerich, Wolfram, ed., SPD und grüne: Das neue Bündnis?, Spiegel-Buch, pp. 78-78-79.

<ケース・スタディ# 8 誰が誰の法を破っているか? >

北スマトラの北タパヌリ (North Tapanuli) のスガパ (Sugapa) 村出身の10人の年輩の女性が、最近、インティ・インドラヨン・ウタマ (Inti Indorayon Utama, IIU) 会社の土地を破壊したとして、有罪の判決が出された。実際には、この女性達は、その慣習上の土地の権利を守ろうとしたのである。

アダット (adat) による (伝統的な) 土地に対する所有権を獲得するために、政府は、所有権を手離すための地方のアダットの儀式である パゴパゴ (Pogopago) を用いた。額不明の金銭が、シドムドム・バリムビン (Sidomdom Barimbing) 王の子孫から政府への土地—これは IIU が利用するためである—の譲渡を合法化するために一方からもう一方へ流れた。この譲渡は、部族には不法なものと考えられた。なぜなら、署名は偽造され、そして幾人かの部族のメンバーは承諾していないからである。

彼らの抗議が無視されると、10人の女性達は、IIU によって植えられた何本かのユーカリの木を引き抜き、その結果として、他人の財産を破壊し、その結果、同財産が全部または一部使用できなくされたとして、告発された。

2年前、イリアン・ジャヤのヨテファ (Yotefa) 湾のインジロス (Injros) 出身の15人の女性が、サゴ椰子の林に対する権利を求めて争った。サゴ椰子は、粉末を作るために使われ、共同体の第一の食料源である。この土地は、巨大なスポーツ施設と住宅団地を建てるために、地方自治体によって所有の標識を付

せられた。女性達は、ジャヤプラヤ (Jayapuraya) 地区の事務所の前で、「我々のものを返せ!」「サゴ椰子を育てさせろ!」と叫びながら、デモ行進をした。

イリアン・ジャヤでは、サゴ椰子の林は、部族の長や年長者が、アルコール飲料により酔わせられた後に、土地の投機家に売られることがしばしばである。インジロス事件においては、部族の長が政府当局と土地の投機家によりむしばまれ、部族の土地を外部の者に売ってしまった。これは、アダット法の巧みな操作であった。慣習によれば、部族の長、あるいはオンドアフィ (ondoafi) は、彼らの役割は単に土地の調停者なので、全住民共有の土地を売ることは許されていない。しかし、ヨテファ湾周辺の土地がハマディ (Hamadi) 族からオランダ海軍によって買収されたイランダ時代から、これらの伝統は行われておらないため、このようにして、ハマディ部族長はイリアン・ジャヤにおける最も金持ちのオンドアフィとなった。

国の発展を成し遂げるための政府のアプローチがある一方で、インドネシアの他の多くの部族のグループも、彼らの固有の伝統と法のそれぞれを用いて、彼らの慣習的権利を求めて争ってきている。これら2つのケースは、部族の法システムが、発展のために、いかに政府によって巧みに操作されているか、を例証するのに役立っている。

＜異なった法システム＞

インドネシアでは、多くの伝統的共同体は、不文法、旧植民地法、国際法、そして国の立法の所産である法をもつ多様なものである。近代の都市共同体においてすら、法は複雑化し、そして容易に操作可能なものとなっている。工業家や政府の役人は、彼らの自由になる資源を用いて、法システムにおけるギャップとオーバーラップを利用し、彼らに最も適合するような法を選択することができる。

他方において、ジャワの最も外側にある伝統的な社会にとっては、国の法は、しばしば彼らの固有の法システムに対して威圧的であり、かつ矛盾するもので

もある。いくつかのアダット法がなお共同体において適用され、また遵守されているが、他の法は、外側から彼らに対して押しつけられているのである。これらの法は、時として、伝統的な生活様式を変えるべきことを示唆する一般的開発政策に従って、社会工学の手段として用いられている。それはまた、共同体の側の正義の意味と、法の執行者を含めた決定者の側のそれに関して、混乱と異なった見方を生み出している。

ジャワの国土は、国の地表面のたった7%にしかないのに、ジャワの人口は、インドネシアの全人口の70%を占める。この人口配分のアンバランスは、ジャワには採掘されるべき残された自然資源はさほど残っていないことを示している。燃料となる外貨獲得の必要性を満たすために、インドネシアの開発が始まり、スマトラ、カリマンタン、そしてスラウェシが、最初に開発のための標的にされた。これらの州における自然資源は、結局減少し、かくして政府は、東インドネシアへとその目を向けた。

東インドネシアは、その自然環境に密接に結びついた伝統的な共同体の人々が大部分居住している。開発の導入は、その目標を支援する法システムと合わせて、外側の法と自然資源の利用に関する地域のアダット法との間の衝突を引き起こした。インドネシアのような中央集権的国家においては、国の法システムは、土着の伝統的な人々の自然資源に対する支配を一掃してしまうものである。

＜土着の非ジャワ文化についての誤解＞

アメリカの人類学者のミヒャエル・ドゥブ (Michael Dove) によれば、輪作、サゴ椰子の採集、そして狩猟・採集は、生態学的な条件を広げるためにまことに適当な、そして広い環境知識によって支えられる経験豊かな経済的システムである。そのようなシステムは、単に生存の必要に向けられるのではなく、生態学的バランスを破壊することなく、森林の富を利用する点で、生産的なシステムでもあり、国際市場の、したがって国民経済を支えるという需要を満たすことができるのである。

インドネシアの環境問題についての若干の紹介(4) (神戸 秀彦)

現実には、輪作農業を禁じる現行の規制は存在しないが、おびただしい数の政府計画は、焼畑農業を抑制することを目指している。いくつかの計画が、移動耕作の定住化を行うこと、そして孤立しているとされ、新しい土地に移住した部族グループの社会的条件を総合的に改善すること、をその目標としている。

明らかに、この政策は、焼き畑農業について貧しい理解の上に立っている。例えば、カリマンタンのケンヤー (Kenyah) 人は、伝統的には輪作農業システムを用いてきたが、現在は、この農業システムを変え、定住することを強いられてつつある。しかし、このような定住体制は、成功すると予想されていない。稲作農業は、彼らにとっては土着の技術であり、カリマンタンのやや豊かでない土地の条件に対する適応の産物である。ケンヤー人は、彼らが定着農民とならねばならないことを受け入れたが、この地域では農業投資がなければそれは不可能である。しかし、これまでは彼らは化学肥料や農業を手に入れる補助金を要求して来なかった。結局いつか、彼らは、痩せた土地を耕しながら、人口的な付加物を使わざるを得ないことになるだろう。

伝統的な農業がまちがいで、かつ古風であると言われたケンヤー人を定住させるための努力は、混乱の種を蒔いてきた。にもかかわらず、トップ・ダウン方式の農業計画はほとんど成功していない。そこで、ケンヤー人は、開発の需要を満たすことができないためかばかしく感じながらも、苦しむことになる。

西スマトラのメンタワイ (Mentawai) 島は、世界中で他のどこにも見られない、その地方特有の霊長類の種が4つあることで有名である。しかし、この霊長類は、主に外部の者による開発のために、絶滅の瀬戸際にある。このような絶滅の危機のせいで、宗教上及び社会的な理由から、そして生活のために、何世代にもわたり、霊長類の肉を食べて暮らしてきたメンタワイ族ですら捕獲が禁じられるという規制がかけられることになった。

伝統的には、メンタワイは自然を尊重する。しかし、外部の会社が、メンタワイに、その森林を切りにやってきてから、彼らの価値観が変わった。木材会

社は、労働者を大半はメンタワイの外から連れてやってきて、森林を切り、野生生物を捕え、そして川を汚し、そのために彼らの伝統的な様式を失った土着の人々にショックを与えている。彼らは、毎日驚くべき数の木が切り倒されるのを目撃したのち直ちに、これを手本とし、広く環境を軽視することを学んだ。激しい開発が、多くの木材を切り、地域の動物の棲息地を破壊した。これらの文化的価値もまた、彼らの生活様式を近代化しようメンタワイに圧力をかける使用者によって変化を被りつつあるのだ。

今や、メンタワイは、その文化を、荒廃した生態系の条件に合わせなければならなくなり、政府による狩猟禁止を尊重しなければならなくなった。ケンヤ一人と同様に、メンタワイ族も定住農業を実行するための政府の指導に従おうとしてきている。彼らには選択の余地がない。なぜなら、森林がなければ、森林文化もありえないからだ。

〈国の法によるアダット法の征服〉

幾つかの省の中で、森林省は、インドネシアの自然財産に関して、最も強力な主張をしてきた省の1つである。なぜなら、開発資源の中で、鉱業が最も高い優先度をもっているからだ。厳密には、鉱業省が私有地にせよ、アダット地にせよ、国有地にせよ、すべてのインドネシアの地下をカバーする。インドネシアの近代法システムの発展は、オランダにより始められ、オランダがその法をインドネシアのシステムの中へと組み込んだ。オランダの法は、民族グループごとに異なる土着のインドネシア法の存在をも認めた。1945年の独立以降のちょうど15年後に、インドネシア政府は、最初の国による成文法として、農業基本法（法律第5号、1960年）を公布した。これは、インドネシア人にとって土地問題が文字どおりいかに重要であるか、を反映している。

農業基本法は、アダットの原則を基本にしている。しかし、現実には、アダット法は多様であり、また広範囲にわたるものだから、すべてのアダット原則を国の法へと組み入れることはほぼ不可能である。農業法においては、この多

様性は、次のような文言により述べられている。「インドネシアの地球、水、及び大気の法は、それが国の統一に関する国家哲学と矛盾しない限りにおいて、アダット法である。」伝統的な権利は、それが国の法システムと調和し、国の利益に反して用いられないことがない限りにおいて、承認される。

森林基本法（法律第5号／1967年）においては、伝統的な権利は、第17条に述べられている。アダット法の施行は、直接または間接に森林からの資源の獲得に係る場合には、森林法に基づいてなされなければならない、また人民の福祉及び森林分野の法的統一という森林法の目的に反してはならない。基本鉱業法（法律第11号／1967年）においては、第1条は、インドネシアの鉱業地域におけるすべての自然埋蔵物は、神からの贈物であり、従って人民の福祉を最大にするよう、国により統制し、活用されねばならない国の財産であると断定する。この法律は、共同体の採掘を規制し、国の鉱業部門の発展に参加する地域の人民に対する機会を提供することを目的としている。地域の鉱業権者は政府から共同体の採掘許可を取得しなければならないが、鉱業大臣による条件の指定のない限り、これにより、彼らは大資本による採掘権から保護される。鉱業権の及ぶ範囲の私有地権者は、その財産が鉱業権によって直接または間接に損害を受け、または侵害された場合には、損害賠償を請求する権利を持つ。

＜国の利益対地域の権利＞

アダット法が、不十分にしか公式化されていないので、国の法システムの中で伝統的権利を認めることは難しい。伝統的な土地保有と他の自然資源の保有についての情報の欠如によって倍加させられている伝統文化の誤解は、支配階級による誤った解釈または濫用を生んでいる。それ自体としては、国の利益は、まだしも政府の規則によって明示されてはいるが、伝統的権利は単にいくつかの欠落部分を埋めているにすぎない。

自然資源を収奪する志向の開発は、一般的には、伝統社会の活力に対する悪影響を与える。これら社会は、数百年にわたり自然との調和の中で生きてきた

し、また、今や彼ら自身が描いたのではない計画的変化に直面し、またこれを受け入れなければならない。発展という修辞をまとい、そして国益の名において行われながら、これらの変化は、非常に急速に進行しているため、地域の人々は、変化と闘う時間的余裕もない。この変化は、主として、そのプロジェクトによって影響を受けるべき人々について、ほとんどまたは全く知識を持っていない外部の人々によって、計画されているものである。今や、しかし、伝統社会は、発展とは、周辺に迫りやることを意味し、幸福を意味しない、と理解し始めている。

農業及び前農業社会にとっての十分な自然資源は、明らかにそのメンバーの生存について決定的な役割を果たす。そのようにして、織り込まれているのは、宗教も、経済も、その豊かさを基礎として成り立つ文化を伴った自然の正しい認識である。文化は動的であり、静的ではない。そのため、文化における変化は通常のことであると理解されている。しかし、文化の変化が通常となるのは、それが人々のコントロールの中にある場合のみである。文化的根源から人々を引き離すことは、結局、彼らの土地から人々を引き離すことを意味するのである。

アダット法に固執する人々は、国の法との闘いに没頭するのが常である。国益の犠牲者として、地方の人々は発展に対して冷笑的になる。このような態度は、地域住民を破壊的であるとして、また、人々を発展の妨害者として、国家主義者にならないとして、そして最悪の場合には、共産主義者になったとして、起訴しても、強化されるだけである。国の発展とは誰にとってのものかという問題が残されたままなのである。インドネシアの土着の人々は、きれいで、健康な環境に対する権利とともに、通常、そして品位のある生活を営む権利を持っている。

伝統的権利を破壊することによる影響と、環境の質の悪化の間には明らかな相互関係がある。つまり、この両者は、外貨と直線的成長とを志向する開発へ接近することにより引き起こされている。

持続的発展 (sustainable development) に国が関与するするにつれて、現在

インドネシアの環境問題についての若干の紹介(4) (神戸 秀彦)

の開発戦略を再吟味する時期となっている。長い間、地方の人々により行われてきた手法を評価することが緊急に必要である。そうでなければ、インドネシアの土着社会により数百年間行われてきた活動は、いつの日か国の法に敵対する行為と解釈されてしまうであろう。

さらには、私達は、地域の共同体に住む人々の価値を地方および国の発展のための基本原則として認め、現代環境法の諸原則とそれらを結びつけねばならない。

現代環境法の原則を示す1982年第4号の環境基本法に加えて、自然資源と環境に調和した生活の尊重・保全という伝統的価値を含めた土着の諸権利を編み込む別の基本法を発展させることが重要である。なぜなら、エミール・サリムも述べているように、「土着の人々は、特にカリマンタンにおいては、森林を破壊する可能性は持っていない。彼らは自然と調和して暮らしてきた。破壊を引き起こしたのは新参者である。」(コンパス< Kompas >、1990年3月2日)

- * 別名を“Nuisance Ordinance”とも言い、「ニューサンス令」と訳す(作本直行「インドネシアの環境法」(野村・作本編「発展途上国の環境法」、アジア経済研究所、93年179頁))。しかし、インドネシアの母法の一つがオランダ法であること等から、一応、「ニューサンス令」という訳語は避けた。